

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	リーシュライフケアカブシキガイシャ	
	リーシュライフケア株式会社	
事業者の所在地	〒101-8101	
	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地	
事業者の連絡先	電話番号	03-6899-3270
	FAX番号	03-6899-3595
	ホームページアドレス	https://www.asahi-kasei.co.jp/hebel-senior/riche/index.html/
事業者の代表者名	代表取締役 田邊 弘之	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	リーシュライフケアカブシキガイシャ		
	リーシュライフケア株式会社		
事業主体の主たる事務所の所在地	〒101-8101		
	東京都 千代田区神田神保町一丁目105番地		
事業主体の連絡先	電話番号	03-6899-3270	
	FAX番号	03-6899-3595	
	ホームページアドレス	有	https://www.asahi-kasei.co.jp/hebel-senior/riche/index.html/
		無	
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	田邊 弘之	
	職名	代表取締役	
事業主体が行っている主な事業等	サービス付き高齢者向け住宅の企画開発・運営		

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	ヴィラージュリーシュカミシヤクジイ	
	ヴィラージュリーシュ上石神井	
住宅の所在地	〒177-0044	
	東京都 練馬区上石神井2丁目9番21号	
住宅の連絡先	電話番号	03-6862-8742
	FAX番号	03-6862-8744
	ホームページアドレス	https://www.asahi-kasei.co.jp/hebel-senior/riche/bukken/kamishakuiji/index.html/
住宅の管理者名	大橋 啓介	
住宅の開設年月日	2019年10月1日	
居住の契約方式	普通賃貸借方式	

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。
 入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。
 なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。

住宅で対応できる医療的ケアの内容

本建物では、医療ケアを中心とする住宅専属の看護師は不在です。胃ろう・たん吸引・IHV・ストーマ処置・インシュリン注入管理等医療行為が必要な場合は、協力医療機関・併設訪問看護事業所との連携による対応が可能な場合があります。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金 (税込み※)	(提供方法・提供者)
状況把握（安否確認）		<p>■状況把握（安否確認） 毎日、1日に1回以上、食事提供時、アクティビティの実施時、または各フロア巡回の機会に入居者への声かけ（居室訪問を含む）を行います。 ※提供者：株式会社やさしい手</p> <p>■共用部の見回り 24時間365日 1日数回、共用部（集会室・リビング・廊下・浴室など）の見回りを行います。 ※提供者：株式会社やさしい手</p> <p>■随時対応（ケアコール） 館内や専用部内のケアコール端末を利用した随時対応サービスです。入居者がケアコールを利用された際は、住宅職員が相談援助を行います。 ※提供者：株式会社やさしい手</p> <p>■随時訪問 随時対応の際に、その必要性に応じて居室への訪問を行い、短時間介護、もしくは安否確認、もしくは緊急時対応などのサービスを提供します。緊急時対応を除き、対応時間は5分以内とします。 ※提供者：株式会社やさしい手</p>
生活相談		<p>■日常生活相談 日常生活でのお困りごとや心配なことについて、相談をお受けいたします。医療や介護を必要とする場合は、円滑に医療・介護サービスを受けられるよう関係機関と連携を図り、かかりつけ医やご家族に連絡いたします。</p> <p>■介護サービス等相談 入居者が介護保険を利用するにあたってのご相談を承ります。</p> <p>連携先医療機関・介護サービス事業者は自由に選択ができます。上記ご相談の内容により専門家の対応が必要となる場合には、専門家を紹介します。 ※提供者：株式会社やさしい手</p>
緊急時対応	38,500円 ／月額 ※2019年10月時点 の消費税の税率	<p>※24時間対応 【9:00～18:00】 各居室に設置してあるナースコールを押していただければ事務室及び住宅職員が携帯しているPHSにて通報を受信の上、住宅職員が駆けつけ、ご入居者の体調不良時などにおいて、ご家族への連絡、医師・看護師への連絡、救急車両の手配などを行います。</p> <p>(救急車両の手配時には、医師または救急隊員に対して入居者の情報提供を行います。ただし、救急車両への同乗は緊急時対応には含まれておりません)</p> <p>【18:00～翌9:00】 夜間の緊急通報は、併設の訪問介護事業所に待機しているスタッフが携帯しているPHSで受信し、必要に応じて住宅職員として駆け付け上記と同様の対応をいたします。</p>

その他	<p>■イベントの開催／アクティビティ企画・運営 イベントやアクティビティを毎日開催します。 ※提供者：株式会社やさしい手</p>
	<p>■生活支援サービスに関わるソーシャルワーク計画書の作成 緊急時に備えて、ヒアリングに基づいた入居者の健康状態をカードに記録するサービスです。緊急カードの作成・管理を致します。 ※提供者：株式会社やさしい手</p>
	<p>■生活のお手伝い ①各階ごみ置場からのごみ収集（各居室からごみ置場までは各入居者にてごみ出しいただきます。粗大ゴミ処理券、その他実費は別途ご負担いただきます。） ②居室内の電球交換（電球代、その他実費は別途ご負担いただきます。） ③その他安否確認時に5分以内で可能な作業を行います。但し、介護保険サービスにて定期サービスとしての位置付けが可能なサービスは、介護保険サービスの適用を優先します。 ※提供者：株式会社やさしい手</p>
	<p>■各種取次／各種手配／立会い ①取次ぎ：来客時の受付およびご入居者様への取次、クリーニング、新聞、出前、宅急便の取次等を行います。 ②手配：タクシー、食料品・日用品宅配、訪問理美容等の手配を行います。 ③立会い：入退去時における、搬入・搬出時の立会いを行います。 ※提供者：株式会社やさしい手</p>

選択サービス
(本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。)

サービスの種類	料金 (税込み※)	(提供内容・方法・提供者)
食事の提供	58,800円/月額 ※2019年10月時点の消費税の税率 朝食、昼食は軽減税率適用の金額	<ul style="list-style-type: none"> ・食費は、ご提供した食数分を月単位でご請求となります。以下、朝食、昼食、夕食を30日間ご提供した場合の試算例となります。 ・試算例：[朝食425円、昼食675円、夕食860円]を30日分ご提供の場合58,800円/月額 ※朝食、昼食は軽減税率適用期間が終了した場合は、消費税率10%のご請求となります。 ・明細書の送付：毎月1日から月末までの食事代金を記載した明細書を翌月20日までに入居者または入居者の指定するものに送付いたします。 ・提供時間：朝食 午前7時30分～午前9時00分 昼食 午前11時30分～午後13時00分 夕食 午後5時30分～午後7時00分 ・入居者は、原則として食堂にて食事するものとします。ただし、入居者の体調不良などを理由に生活支援サービス提供者が相当と判断した場合には、食堂以外で食事提供する場合があります。その場合においては、別途費用を申し受けることがあります。 ・ご入居者は、事前に生活支援サービス提供者が指定した日時までに申込をするものとします ・食事をキャンセルする場合は、生活支援サービス提供者に対して5日前の10時までに申し出た場合は料金は発生しないものとし、5日前の10時までの申し出ができなかった場合は料金を全額支払うものとします。ただし、緊急の入院等やむをえない理由により、5日前の10時までの申し出ができなかった場合は除きます。 ・とろみ食については、とろみ剤の実費をご負担いただきます。 <p>※提供者：株式会社やさしい手</p>

医療連携の内容			
協力医療機関	1	名称	あけぼの診療所
		住所	東京都新宿区片町1-1 住友不動産市ヶ谷曙橋ビル3階
		診療科目	内科
		協力内容	医療サービスの提供
協力医療機関	2	名称	—
		住所	—
		診療科目	—
		協力内容	—
協力歯科医療機関		名称	—
		住所	—
		協力内容	—

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	毎月請求書を発行し、入居者に送付します。振込、又は口座振替による支払いとなります。振込手数料、口座振替手数料は、入居者負担となります。
支払方法	生活支援サービス契約書第3条 ※甲を生活支援サービス提供事業者、乙を入居者とします。 第3条（サービス料金の支払い） 1. 乙は、契約条件表の定める基本サービス料金について、賃料及び共益費等と一緒に毎月27日までに甲の指定する銀行口座への振込、又は口座振替で支払います。 2. 乙は、契約条件表に定める選択サービスを利用し発生した料金について毎月末日までに請求のあった分について翌月27日までに甲の指定する銀行口座への振込、又は口座振替で支払います。尚、サービスを実施するにあたり必要となる交通費、購入代行した備品等の代金などの諸経費については、乙に実費を負担いただきます。 3. 乙が月途中で本契約を解除した場合、その月の日数による日割り計算の方法により甲が精算します。

6. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況			
窓口の名称	リーシュライフケア株式会社		
電話番号	03-6899-3270		
対応している時間	平日	9時	00分 ~ 18時 00分
	土曜	時	分 ~ 時 分
	日曜	時	分 ~ 時 分
	祝日	時	分 ~ 時 分
定休日	土・日・祝日と水曜日の併用休、年末年始休業		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応			
具体的な対応	事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。		
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況			
① あり	実施日	未定	
	結果の開示	1 あり	② なし
2 なし			

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に住宅職員へご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
1階居間・食堂	食事の提供、アクティビティ（任意参加）他、各種イベントを開催させていただきます。イベントの無い時間はご自由にご利用いただけます
浴室	共用浴室をご使用される場合は、使用時間を事前にお知らせ下さい。

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
入居者は事業者に対して、解約する40日前までに書面にて解約の申し出を通知することで、本契約を解約することができます		
契約解約時の連絡先	名称	リーシュライフケア株式会社
	電話番号	03-6899-3270
事業者からの解除		
<p>1. 事業者は本物件入居者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援の方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。</p> <p>2. 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。</p> <p>①一定の期間観察期間をおくこと</p> <p>②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと</p> <p>③契約解除の通告について1ヶ月の予告期間を置くこと</p> <p>④前号の通告に先立ち、入居者本人及び本物件における賃貸借契約に定める身元引受人の意思を確認すること</p> <p>3. 事業者は入居者が正当な理由なく事業者に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、入居者に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。</p>		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
<input checked="" type="radio"/> 有	無 (東京海上日動火災保険株式会社)

説明年月日

令和 年 月 日

様に対して、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 リーシュライフケア株式会社

所在地 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

代表者名 代表取締役 田邊 弘之 印

説明者氏名 印

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 印

【RLC 2211】